

松高第 1694 号

平成28年3月24日

地域密着型サービス事業者 各位

松原市健康部高齢介護課長

指定地域密着型（介護予防）サービス運営推進会議について（通知）

平素は、介護保険行政にご尽力、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

平成28年4月1日から、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、地域密着型通所介護の創設（小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行）が施行されます。今回、基準第34条におきまして運営推進会議の設置が義務付けられております。

運営推進会議の設置基準等は下記のとおりとなります。

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（自治会・町内会・民生委員・老人クラブ・商店会などが想定されます。）市職員又は地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聴く機会を設ける必要があります。また、会議の報告、評価、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する必要があります。（地域密着型通所介護の運営推進会議の報告書については高齢介護課に提出をお願い致します。〔郵送可〕）

今回、高齢介護課と地域包括支援センターとの協議の結果、地域密着型通所介護事業所の運営推進会議は地域包括支援センター職員が参加予定、その他の地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）については高齢介護課職員が参加することになりました。諸事情を勘案していただきご協力賜りますよう宜しくお願い致します。

松原市健康部高齢介護課 認定係  
担当：木村  
電話：072-334-1550  
Fax：072-337-3052  
E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp